

一宮市障害福祉サービス等支給決定基準に関する質問および回答(令和2年12月9日)

質問	回答
<p>1 一宮市障害福祉サービス等支給決定基準第3条に関して審査会をはじめとする関係機関の意見を聴く方法について</p>	<p>該当するサービスの終了日の前月末までに規定を超える支給量を必要とする根拠となる詳細な資料を一宮市福祉課までご提出ください。ご提出いただいた資料と一宮市福祉課作成の資料を基に、一宮市障害者自立支援審査会において一宮市障害者自立支援審査会委員の意見を聴いたうえで、一宮市が支給要否の決定をします。ただし、令和3年1月末がサービスの終了日となる方については令和3年1月8日を必要資料の提出期限とします。</p>
<p>2 今現在、別表第2 基本単位数を超えてサービスを利用している場合の取り扱いについて</p>	<p>一宮市障害福祉サービス等支給決定基準の施行期日は、令和3年1月1日です。この基準は施行日以降の支給決定に適用し、施行日前の支給決定には適用しません。付則をご参照ください。施行日以降の支給決定の際は、一宮市障害福祉サービス等支給決定基準に適したサービス等利用計画案等を作成してください。</p>
<p>3 別表第1 単位数について、加算等により表の単位数と大きく異なる場合の単位数の扱いはどのようになるか</p>	<p>加算等は加味せず、別表第1に掲げる単位数を1時間又は1回あたりの単位数として計算してください。</p>
<p>4 別表第2 基本単位数の区分ごとの基本単位についての根拠</p>	<p>居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の支援について、国庫負担基準を考慮したうえで、障害支援区分ごとに必要とする時間数の上限を想定して単位数を設定しています。</p>
<p>5 別表第2 基本単位数の居宅介護(介護保険対象者)の対象者について</p>	<p>介護保険制度の介護サービス支給限度額を超過する介護サービスを必要とする身体障害者で一定の要件を満たす方は介護サービスと併用して障害福祉サービスの身体介護の利用ができます。また、介護度が低いため介護サービスでは通院介助が利用できない障害者で通院介助が必要な方は通院等介助の利用ができます。上記の対象者は別表第2 基本単位数の居宅介護(介護保険対象者)が適用されます。</p>

一宮市障害福祉サービス等支給決定基準に関する質問および回答(令和2年12月9日)

質問	回答
<p>6 別表第3 加算単位数の算定方法について</p>	<p>障害者本人の障害特性や介護者の状況により、加算単位数が必要な状況は様々です。一例として障害者本人が重症心身障害者である場合や、介護者の年齢や心身の状況などの要件が加算対象に該当すると想定しています。加算対象に該当するかどうかは個別の状況を加味する必要があるため、一宮市福祉課までご相談ください。</p> <p>障害支援区分ごとの基本単位数にそれぞれの状況から算出される加算単位数をかけた単位数を加えた単位数を支給の上限とします。</p> <p>(基本単位数 + 基本単位数 × 加算単位数 = 支給の上限単位数)</p> <p>居宅介護の基本単位数では支給時間が不足する障害者で、重度訪問介護の対象者は重度訪問介護の利用を検討してください。</p>
<p>7 別表第3 加算単位数の置かれている住環境等により支援が必要なことによる加算とはどういった場合を想定しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターのない高層階に住んでいるため送り出しなどの支援に通常より時間を要する場合 ・住居の構造上段差が多いため通常より支援に時間を要する場合 ・医療機関までに遠方であったり、交通手段が限られているなどで通院等介助に通常より時間を要する場合 <p>などを想定しています。</p> <p>上記加算の対象者は在宅や共同生活援助(グループホーム)で生活している方です。</p>